

有価証券届出書の訂正届出書

オリックス不動産投資法人
(12598)

有価証券届出書の訂正届出書

関東財務局長 殿

平成14年5月20日提出

発 行 者 名 : オリックス不動産投資法人
代表者の役職氏名 : 執行役員 廣瀬 駒雄
本店の所在の場所 : 東京都港区浜松町二丁目4番1号
事務連絡者氏名 : オリックス・アセットマネジメント株式会社
執行役員 藪 直人
統轄財務部 岩井 正幸
連絡場所 : 東京都港区浜松町二丁目4番1号
電話番号 : 03-3435-3285 (代表)

届出の対象とした売出し

売出内国投資証券に係る投資法人の名称 : オリックス不動産投資法人

売出内国投資証券の形態 : 投資証券
形態及び金額 : 金額 : 売出価額の総額 42,417,540,000円

(注). 売出価額の総額は、本訂正届出書提出日現在における見込額です。但し、今回の売出しの方法は、引受人が売出価額にて買取引受を行い、当該売出価額と異なる売出価格で売出しを行うため、売出しにおける売出価格の総額は上記の金額と異なります。

有価証券届出書の訂正届出書の写しを縦覧に供する場所

該 当 な し

有価証券届出書の訂正届出書の提出理由

平成 14 年 5 月 7 日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による国内売出投資口 88,800 口の売出しの仮条件を、同年 5 月 20 日に決定しましたので、これに関する事項を訂正するとともに、記載内容の一部についても訂正するため、本訂正届出書を提出するものであります。

訂正事項

	頁
第一部	証券情報 ----- 1
第 1	内国投資証券 ----- 1
(4)	売出価額の総額 ----- 1
(5)	売出価格 ----- 1
(14)	その他 ----- 1
	引受け等の概要 ----- 1
	本邦以外の地域における発行 ----- 3
第二部	発行者情報 ----- 4
第 1	投資法人の状況 ----- 4
1.	投資法人の概況 ----- 4
(3)	投資法人の沿革 ----- 4
(9)	その他 ----- 4
2.	投資方針 ----- 5
(1)	投資方針 ----- 5
	不動産管理方針 ----- 5
	関係会社等との取引方針 ----- 6
(4)	投資制限 ----- 7
	その他 ----- 7
3.	投資リスク ----- 7
(1)	本投資証券への投資に関するリスク要因 ----- 7
	商品設計及び関係者に関するリスク ----- 7
6.	管理及び運営 ----- 7
(1)	資産管理等の概要 ----- 7
	その他 ----- 7
第 2	関係法人の状況 ----- 8
1.	資産運用会社の概況 ----- 8
(4)	役員の状況 ----- 8
2.	その他の関係法人の概況 ----- 8
(1)	UFJ 信託銀行株式会社（名義書換等にかかる一般事務受託者） ----- 8
	関係業務の概要 ----- 8
第 3	投資法人の経理状況 ----- 9
2.	投資法人の現況 ----- 9
(3)	投資不動産物件 ----- 9
	テナントの概要 ----- 9
	不動産の賃貸事業収支明細 ----- 10
	主要 10 テナントに関する情報 ----- 11

訂正箇所

訂正箇所には_____を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部 証券情報

第1 国内投資証券

(4) 売出価額の総額（原届出書2頁）

<訂正前>

総額 44,400,000,000 円

(注). 売出価額の総額は、本売出しにかかる本投資法人提出の有価証券届出書の提出日（以下「本書の日付」といいます。）現在における見込額です。

<訂正後>

総額 42,417,540,000 円

(注). 売出価額の総額は、本売出しにかかる本投資法人提出の有価証券届出書の訂正届出書の提出日（以下「本書の日付」といいます。）現在における見込額です。

(5) 売出価格（原届出書2頁）

<訂正前>

未定

（中略）

(注)2. 売出価格の決定に当たり、平成14年5月20日（月）に仮条件を提示する予定であります。提示される仮条件は、本投資法人の保有する資産の内容、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して、本投資法人の保有する資産の内容に照らし公正な価額と評価し得る範囲内で決定する予定です。

（後略）

<訂正後>

未定

（中略）

(注)2. 仮条件は、470,000円以上520,000円以下の価格とします。仮条件の決定に当たり、本投資法人の保有する資産の内容、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して、本投資法人の保有する資産の内容に照らし公正な価額と評価し得る範囲内で決定しました。

（後略）

(14) その他

引受け等の概要（原届出書4頁）

<訂正前>

本投資法人、売出人及び資産運用会社（後記「第二部 発行者情報 / 第1 投資法人の状況 / 1.投資法人の概況 / (2) 投資法人の目的及び基本的性格」に定義されます。）は、売出価格決定日に、下表に記載する引受人との間で、本売出しにかかる引受契約を締結する予定です。

引受人は、本売出しにかかる本投資証券全てについて、売出価格決定日に決定される売出価額（引受価額）にて連帯して買取引受を行い、当該売出価額（引受価額）と異なる売出価格で本売出しを行います。

引受人は、受渡期日までに売出価額（引受価額）の総額を売出人に支払い、これと本売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金となります。本売出しにかかる引受手数料は支払われません。

引受人の名称	住所	引受投資口数
大和証券エスエムピーシー株式会社	東京都中央区八重洲一丁目3番5号	未定
UBSウォーバーグ証券会社東京支店	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	未定
オリックス証券株式会社	東京都中央区日本橋人形町一丁目3番8号	未定
その他の引受人は未定		
合計		88,800口

(中略)

(注)3. 引受人、引受投資口数、引受けの条件及び引受契約の内容、その他本売出しに必要な条件については、売価格決定日までに決定する予定です。

(注)4. 大和証券エスエムピーシー株式会社とUBSウォーバーグ証券会社東京支店を「共同主幹事会社」ということがあります。

<訂正後>

本投資法人、売出人及び資産運用会社(後記「第二部 発行者情報 / 第1 投資法人の状況 / 1.投資法人の概況 / (2) 投資法人の目的及び基本的性格」に定義されます。)は、売価格決定日に、下表に記載する引受人との間で、本売出しにかかる引受契約を締結する予定です。

引受人は、本売出しにかかる本投資証券全てについて、売価格決定日に決定される売価格(引受価格)にて連帯して買取引受を行い、当該売価格(引受価格)と異なる売価格で本売出しを行います。

引受人は、受渡期日までに売価格(引受価格)の総額を売出人に支払い、これと本売出しにおける売価格の総額との差額は引受人の手取金となります。本売出しにかかる引受手数料は支払われません。

引受人の名称	住所	引受投資口数
大和証券エスエムピーシー株式会社	東京都中央区八重洲一丁目3番5号	52,614口
UBSウォーバーグ証券会社東京支店	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	5,994口
オリックス証券株式会社	東京都中央区日本橋人形町一丁目3番8号	8,880口
<u>野村證券株式会社</u>	<u>東京都中央区日本橋一丁目9番1号</u>	<u>4,440口</u>
<u>UFJキャピタルマーケット証券株式会社(注)5.</u>	<u>東京都千代田区大手町一丁目1番3号</u>	<u>3,552口</u>
<u>日興ソロモン・スミス・バーニー証券会社</u>	<u>東京都港区赤坂五丁目2番20号</u>	<u>3,552口</u>
<u>国際証券株式会社</u>	<u>東京都中央区新川二丁目27番1号</u>	<u>3,552口</u>
<u>新光証券株式会社</u>	<u>東京都中央区八重洲二丁目4番1号</u>	<u>1,332口</u>
<u>ウエストエルビー証券会社東京支店</u>	<u>東京都千代田区内幸町二丁目2番2号</u>	<u>888口</u>
<u>みずほ証券株式会社</u>	<u>東京都千代田区大手町一丁目5番1号</u>	<u>444口</u>
<u>東京三菱証券株式会社</u>	<u>東京都千代田区丸の内二丁目5番2号</u>	<u>444口</u>
<u>農中証券株式会社</u>	<u>東京都千代田区大手町一丁目7番2号</u>	<u>444口</u>
<u>アイエヌジー証券会社東京支店</u>	<u>東京都千代田区紀尾井町4番1号</u>	<u>444口</u>
<u>クレディ・リヨネ証券会社東京支店</u>	<u>東京都千代田区内幸町二丁目2番3号</u>	<u>444口</u>
<u>岡三証券株式会社</u>	<u>東京都中央区日本橋一丁目17番6号</u>	<u>444口</u>
<u>東海東京証券株式会社</u>	<u>東京都中央区京橋一丁目7番1号</u>	<u>444口</u>
<u>東洋証券株式会社</u>	<u>東京都中央区日本橋一丁目20番5号</u>	<u>444口</u>
<u>明光ナショナル証券株式会社</u>	<u>東京都中央区日本橋小網町14番1号</u>	<u>444口</u>
合計		88,800口

(中略)

(注)3. 引受人、引受投資口数につきましては本書の日付現在、上記の通り内定しております。

(注)4. 大和証券エスエムピーシー株式会社とUBSウォーバーグ証券会社東京支店を「共同主幹事会社」ということがあります。

(注)5. UFJキャピタルマーケット証券株式会社は、平成14年6月1日付けをもって、つばさ証券株式会社と合併し、UFJつばさ証券株式会社に商号を変更する予定です。

本邦以外の地域における発行（原届出書 6 頁）

< 訂正前 >

（前略）

(口) 海外売出しにかかる概要

（中略）

(b) 海外売出しにかかる売出価額の総額

総額 11,100,000,000 円

（後略）

< 訂正後 >

（前略）

(口) 海外売出しにかかる概要

（中略）

(b) 海外売出しにかかる売出価額の総額

総額 10,604,385,000 円

（後略）

第二部 発行者情報

第1 投資法人の状況

1. 投資法人の概況

(3) 投資法人の沿革（原届出書 8 頁）

< 訂正前 >

（前略）

(a) 第1次取得資産の購入

（中略）

第1次オリックス拠出資産のうち、オリックス系有限会社から取得した資産は、オリックス系有限会社がオリックスグループ外部より平成12年3月から平成13年3月にかけて取得した不動産及び不動産信託受益権であり、オリックス生命保険株式会社から取得した資産は、オリックス株式会社及びオリックス生命保険株式会社が平成11年7月から平成12年9月にかけて開発・取得した不動産です。

（中略）

(c) 第3次取得資産の購入

（中略）

第3次取得資産のうち、オーリート・ツー有限会社から取得した資産は、オーリート・ツー有限会社がオリックスグループ外部から平成13年11月に取得した不動産信託受益権であり、オリックス株式会社及びオリックス生命保険株式会社から取得した資産は、オリックス株式会社又はオリックス生命保険株式会社が、平成11年6月から平成12年9月にかけて開発・取得した不動産です。

（後略）

< 訂正後 >

（前略）

(a) 第1次取得資産の購入

（中略）

第1次オリックス拠出資産のうち、オリックス系有限会社から取得した資産は、オリックス系有限会社がオリックスグループ外部より平成12年3月から平成13年3月にかけて取得した不動産及び不動産信託受益権であり、オリックス生命保険株式会社から取得した資産は、オリックス株式会社及びオリックス生命保険株式会社が平成10年4月から平成11年6月にかけて開発・取得した不動産です。

（中略）

(c) 第3次取得資産の購入

（中略）

第3次取得資産のうち、オーリート・ツー有限会社から取得した資産は、オーリート・ツー有限会社がオリックスグループ外部から平成13年11月に取得した不動産信託受益権であり、オリックス株式会社及びオリックス生命保険株式会社から取得した資産は、オリックス株式会社又はオリックス生命保険株式会社が、平成10年3月から平成12年9月にかけて開発・取得した不動産です。

（後略）

(9) その他（原届出書 20 頁）

< 訂正前 >

(a) 役員の変更

（前略）

執行役員及び監督役員は投資主総会の特別決議で解任することができます。執行役員又は監督役員の職務遂行に関して不正な行為又は法令もしくは規約に違反する重大な事実があるにもかかわらず投資主総会において執行役員又は監督役員の解任が否決された場合には、発行済投資口総数の100分の3以上に当たる投資口を有する投資主（6ヶ月前より引続き当該投資口を

有するものに限りま。) は、 30 日以内に当該執行役員又は監督役員の解任を監督官庁に請求
することができます (投信法第 99 条第 1 項、 第 104 条、 商法第 257 条) 。

(後略)

< 訂正後 >

(a) 役員の変更

(前略)

執行役員及び監督役員は投資主総会の特別決議で解任することができます。執行役員又は監督
役員の職務遂行に関して不正な行為又は法令もしくは規約に違反する重大な事実があるにも
かかわらず投資主総会において執行役員又は監督役員の解任が否決された場合には、発行済投
資口総数の 100 分の 3 以上に当たる投資口を有する投資主 (6 ヶ月前より引続き当該投資口を
有するものに限りま。) は、 30 日以内に当該執行役員又は監督役員の解任を裁判所に請求す
ることができます (投信法第 99 条第 1 項、 第 104 条、 商法第 257 条) 。

(後略)

2. 投資方針

(1) 投資方針

不動産管理方針 (原届出書 28 頁)

< 訂正前 >

(前略)

(二) 外部管理会社について

(中略)

本投資法人は、オリックス・アセットマネジメント株式会社に対し、主たる不動産管理会社と
しての管理報酬相当額 (後記「4. 手数料等及び税金 / (3) 管理報酬等 / 〃 主たる不動産管理
会社 (オリックス・アセットマネジメント株式会社) 」をご参照下さい。) に、以下に定義する
外部管理報酬相当額を加えた額の管理報酬を支払います。オリックス・アセットマネジメント
株式会社は、本投資法人より受領したかかる管理報酬の内から、外部管理会社に対し、外部管
理報酬 (以下「外部管理報酬」といいます。) を支払います。 外部管理報酬の算出方法は各不
動産管理再委託契約毎に異なりますが、概ね総収入の 3% 以下の基本報酬のほか、立ち上げ業
務、テナント募集・更新業務、工事管理業務及び売却業務等にかかる報酬等から成っています。

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

(二) 外部管理会社について

(中略)

本投資法人は、オリックス・アセットマネジメント株式会社に対し、主たる不動産管理会社と
しての管理報酬相当額 (後記「4. 手数料等及び税金 / (3) 管理報酬等 / (ホ) 主たる不動産管
理会社 (オリックス・アセットマネジメント株式会社) 」をご参照下さい。) に、以下に定義す
る外部管理報酬相当額を加えた額の管理報酬を支払います。オリックス・アセットマネジメン
ト株式会社は、本投資法人より受領したかかる管理報酬の内から、外部管理会社に対し、外部
管理報酬 (以下「外部管理報酬」といいます。) を支払います。 外部管理報酬の算出方法は各
不動産管理再委託契約毎に異なりますが、概ね総収入の 3% 以下の基本報酬のほか、立ち上げ
業務、テナント募集・更新業務、工事管理業務及び売却業務等にかかる報酬等から成ってい
ます。

(後略)

関係会社等との取引方針（原届出書 31 頁）

<訂正前>

（前略）

(イ) 関係会社等の範囲

（中略）

上記 . の関係会社（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和二十五年証券取引委員会規則第十八号）」（以下「財務諸表等規則」といいます。）第 8 条第 8 項）

（中略）

(ハ) 関係会社等との取引等のプロセス

資産運用会社は、関係会社等との取引等を行おうとする場合、資産運用会社内部のコンプライアンス委員会の承認を得るものとします（後記「第 2 関係法人の状況 / 1. 資産運用会社の概況 / (2) 運用体制 / 関係会社等との取引の際の手続き」をご参照下さい。）。また、コンプライアンス委員会の承認を得たうえで、事前に本投資法人の役員会の承認（監督役員の過半数の同意を要します。）を得なければ、関係会社等との間で取引等（下記)乃至)に記載の取引等を含みますが、これらに限られません。以下「関係会社等取引等」といいます。）を行うことができません。

（中略）

) 運用不動産にかかる賃貸借契約、不動産管理委託契約又は建物管理委託解約の締結、変更又は解約

（中略）

(ホ) 関係会社等との制限取引等の状況

（中略）

(e) 資金の借入れ又は融資枠等の設定

本書の日付現在、本投資法人の関係会社等であるオリックス株式会社からの借入金は全額について既に返済されています（本書の日付現在の借入金の状況については、後記「第 3 投資法人の経理状況 / 2. 投資法人の現況 / (5) その他」に記載の借入金明細表をご参照下さい。また、オリックス株式会社からの借入れの実行及び返済の経緯については、前記「1. 投資法人の概況 / (3) 投資法人の沿革」をご参照下さい。)

（後略）

<訂正後>

（前略）

(イ) 関係会社等の範囲

（中略）

上記 . の関係会社（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）」（以下「財務諸表等規則」といいます。）第 8 条第 8 項）

（中略）

(ハ) 関係会社等との取引等のプロセス

資産運用会社は、関係会社等との取引等を行おうとする場合、資産運用会社内部のコンプライアンス委員会の承認を得るものとします（後記「第 2 関係法人の状況 / 1. 資産運用会社の概況 / (2) 運用体制 / 関係会社等との取引の際の手続き」をご参照下さい。）。また、コンプライアンス委員会の承認を得たうえで、事前に本投資法人の役員会の承認（監督役員の過半数の同意を要します。）を得なければ、関係会社等との間で取引等（下記)乃至)に記載の取引等を含みますが、これらに限られません。以下「関係会社等取引等」といいます。）を行うことができません。

（中略）

) 運用不動産にかかる賃貸借契約、不動産管理委託契約又は建物管理委託契約の締結、変更又は解約

（中略）

(ホ) 関係会社等との制限取引等の状況

（中略）

(e) 資金の借入れ又は融資枠等の設定

本書の日付現在、本投資法人の関係会社等であるオリックス株式会社からの借入金は全額について既に返済されています（本書の日付現在の借入金の状況については、後記「第 3 投資法人の経理状況 / 2. 投資法人の現況 / (5) その他（参考情報） / 本書の日付現在の借入金の状況」をご参照下さい。また、オリックス株式会社からの借入れの実行及び返済の経緯については、前記「1. 投資法人の概況 / (3) 投資法人の沿革」をご参照下さい。)

（後略）

(4) 投資制限

その他（原届出書 41 頁）

< 訂正前 >

（前略）

(二) 他のファンドへの投資

他のファンド（投資証券及び投資信託の受益証券）への投資については、不動産等を主たる投資対象とすることを目的とするものに限ります（規約 別紙 1「資産運用の対象及び方針について」(2)。

< 訂正後 >

（前略）

(二) 他のファンドへの投資

他のファンド（投資証券及び投資信託の受益証券）への投資について規約上制限はありません。

3. 投資リスク

(1) 本投資証券への投資に関するリスク要因

商品設計及び関係者に関するリスク（原届出書 46 頁）

< 訂正前 >

（前略）

(f) 本投資法人の運営に関与する法人の利益相反等に関するリスク

（中略）

-) 資産運用会社の職員の出向元企業（本書の日付現在における出向職員は 22 名です（取締役及び監査役を除きます。）。）

（後略）

< 訂正後 >

（前略）

(f) 本投資法人の運営に関与する法人の利益相反等に関するリスク

（中略）

-) 資産運用会社の職員の出向元企業（本書の日付現在における出向職員は 23 名です（取締役及び監査役を除きます。）。）

（後略）

6. 管理及び運営

(1) 資産管理等の概要

その他（原届出書 86 頁）

< 訂正前 >

（前略）

(二) 関係法人との契約の更改等

（中略）

(c) 主たる不動産管理会社（オリックス・アセットマネジメント株式会社）との間の不動産管理委託契約

（中略）

契約の内容の変更に関する事項：

不動産管理委託契約は、本投資法人の役員会の承認を経た両当事者の書面による合意に基づく場合のほか、改定、改正又は変更することができません。

（後略）

<訂正後>

(前略)

(二) 関係法人との契約の更改等

(中略)

(c) 主たる不動産管理会社(オリックス・アセットマネジメント株式会社)との間の不動産管理委託契約

(中略)

契約の内容の変更に関する事項:

不動産管理委託契約は、本投資法人の役員会の承認を経た両当事者の書面による合意に基づく場合のほか、改定、改正又は変更することができません。

契約の変更の開示方法:

不動産管理委託契約が解約され、主たる不動産管理会社の異動があった場合には、証券取引法に基づいて本投資法人が遅滞なく提出する臨時報告書により開示されます。

(後略)

第2 関係法人の状況

1. 資産運用会社の概況

(4) 役員状況(原届出書108頁)

<訂正前>

(前略)

なお、資産運用会社の従業員数は、本書の日付現在、22名です(取締役及び監査役を除きます。)

<訂正後>

(前略)

なお、資産運用会社の従業員数は、本書の日付現在、23名です(取締役及び監査役を除きます。)

2. その他の関係法人の概況

(1) UFJ信託銀行株式会社(名義書換等にかかる一般事務受託者)

関係業務の概要(原届出書111頁)

<訂正前>

名義書換等にかかる一般事務受託者としての業務

-) 投資主名簿及び実質投資主名簿、その他これに付属する帳簿の作成、管理及び備置に関する事務
-) 投資口の名義書換、質権の登録又は抹消、信託財産の表示又はその抹消及び株券保管振替制度による実質投資主(以下「実質投資主」といいます。)の通知の受理に関する事務

(後略)

<訂正後>

名義書換等にかかる一般事務受託者としての業務

-) 投資主名簿及び実質投資主名簿、その他これに付属する帳簿の作成、管理及び備置に関する事務
-) 投資口の名義書換、質権の登録又は抹消、信託財産の表示又はその抹消及び証券保管振替制度による実質投資主(以下「実質投資主」といいます。)の通知の受理に関する事務

(後略)

第3 投資法人の経理状況

2. 投資法人の現況

(3) 投資不動産物件

テナントの概要（原届出書 174 頁）

< 訂正前 >

(イ) 賃貸状況の概要

（前略）

「契約賃料合計」

本投資法人による本件不動産の取得は平成 13 年 12 月から平成 14 年 1 月にかけて行われているため、本件不動産のいずれについても、本投資法人による過去 1 年間の賃料収入実績はありません。なお、本投資法人による本件不動産の取得時から平成 14 年 2 月 28 日までの賃料収入については、前記「1. 財務諸表 / (3) 附属明細表」に記載の「不動産の収益状況の明細」をご参照下さい。以下では参考情報として、平成 14 年 2 月分の契約賃料合計を記載しております。平成 14 年 2 月分の契約賃料合計とは、個々の本件不動産の本投資法人の所有部分にかかるテナントとの間で、平成 14 年 2 月 28 日現在、総賃貸面積にかかる賃貸借契約上規定されている 1 ヶ月分の賃料及び共益費（当該賃貸借契約に付帯して締結される駐車場賃貸借契約等に規定されている駐車場使用料その他の契約上の賃料は含みません。）の合計を意味します。なお、「全契約賃料合計」は、全ての本件不動産の「契約賃料合計」の合計として求めます。

（中略）

(ロ) 稼働率実績

（中略）

物件名	稼働率実績(%)					
	平成 12 年 11 月 30 日	平成 13 年 2 月 28 日	平成 13 年 5 月 30 日	平成 13 年 8 月 31 日	平成 13 年 11 月 30 日	平成 14 年 2 月 28 日
14 V X 茅場町ビル	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
全物件稼働率(%)の推移	86.3%	94.4%	96.6%	97.4%	96.0%	96.2%

（後略）

< 訂正後 >

(イ) 賃貸状況の概要

（前略）

「契約賃料合計」

本投資法人による本件不動産の取得は平成 13 年 12 月から平成 14 年 1 月にかけて行われているため、本件不動産のいずれについても、本投資法人による過去 1 年間の賃料収入実績はありません。なお、本投資法人による本件不動産の取得時から平成 14 年 2 月 28 日までの賃料収入については、後記「不動産の賃貸事業収支明細 / (ロ) 本投資法人による取得以後の収支の状況」をご参照下さい。以下では参考情報として、平成 14 年 2 月分の契約賃料合計を記載しております。平成 14 年 2 月分の契約賃料合計とは、個々の本件不動産の本投資法人の所有部分にかかるテナントとの間で、平成 14 年 2 月 28 日現在、総賃貸面積にかかる賃貸借契約上規定されている 1 ヶ月分の賃料及び共益費（当該賃貸借契約に付帯して締結される駐車場賃貸借契約等に規定されている駐車場使用料その他の契約上の賃料は含みません。）の合計を意味します。なお、「全契約賃料合計」は、全ての本件不動産の「契約賃料合計」の合計として求めます。

（中略）

(口) 稼働率実績

(中略)

物件名	稼働率実績(%)						
	平成 12 年 11 月 30 日	平成 13 年 2 月 28 日	平成 13 年 5 月 30 日	平成 13 年 8 月 31 日	平成 13 年 11 月 30 日	平成 14 年 2 月 28 日	
14	V X 茅場町ビル	4.1%	24.3%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
全物件稼働率(%)の推移		86.3%	93.5%	96.6%	97.4%	96.0%	96.2%

(後略)

不動産の賃貸事業収支明細 (原届出書 183 頁)

< 訂正前 >

(イ) 本投資法人による取得以前の収支の状況

(前略)

(注)14. 本件不動産 14 乃至 19 については、収支について平成 12 年 9 月 1 日を開始期間としていますが、前所有者が未稼働状態にて取得していたため、本件不動産 14 乃至 17 については平成 12 年 12 月以前、本件不動産 18 については平成 13 年 4 月以前、本件不動産 19 については平成 13 年 3 月以前は賃貸収益 (含共益費) が計上されておられません。同様に本件不動産 20 についても平成 12 年 11 月 30 日を開始期間としていますが、平成 13 年 6 月以前については賃貸収益 (含共益費) が計上されておられません。

(注)15. 本件不動産 19 については、本投資法人は、前所有者である オーリート・ツー 有限会社から、平成 13 年 12 月 1 日付けでその共有割合 68.08% の共有持分等を取得すると同時に、残りの共有持分を持つ共有者から、同日付けで、その所有割合の 31.92% の共有持分等を取得し、当該不動産全体を所有するに至っております。上記の収支表には不動産全体にかかる収支が記載されております。

(後略)

< 訂正後 >

(イ) 本投資法人による取得以前の収支の状況

(前略)

(注)14. 本件不動産 15 乃至 19 については、収支について平成 12 年 9 月 1 日を開始期間としていますが、前所有者が未稼働状態にて取得していたため、本件不動産 15 乃至 17 については平成 12 年 12 月以前、本件不動産 18 については平成 13 年 4 月以前、本件不動産 19 については平成 13 年 3 月以前は賃貸収益 (含共益費) が計上されておられません。同様に本件不動産 20 についても平成 12 年 11 月 30 日を開始期間としていますが、平成 13 年 6 月以前については賃貸収益 (含共益費) が計上されておられません。

(注)15. 本件不動産 19 については、本投資法人は、前所有者である オーエックス・ワン 有限会社から、平成 13 年 12 月 1 日付けでその共有割合 68.08% の共有持分等を取得すると同時に、残りの共有持分を持つ共有者から、同日付けで、その所有割合の 31.92% の共有持分等を取得し、当該不動産全体を所有するに至っております。上記の収支表には不動産全体にかかる収支が記載されております。

(後略)

主要 10 テナントに関する情報（原届出書 227 頁）

< 訂正前 >

（前略）

テナントの名称	業種	入居物件名	契約満了日	賃貸面積 (㎡)	全賃貸面積に 対する賃貸面積の 割合(%) (注)1.・(注)2.
1. 藤田観光株式会社 (注)3.	サービス業	クロスゲート		19,744.39	14.4
合計				55,456.6	40.4

（中略）

(注)3. 本投資法人は本書の日付現在、主要なテナントである本テナントから**契約満了日、契約更改の方法等**を開示することについて同意を得られておらず、やむを得ない事情により開示できない場合として記載しておりません。

（後略）

< 訂正後 >

（前略）

テナントの名称	業種	入居物件名	契約満了日	賃貸面積 (㎡)	全賃貸面積に 対する賃貸面積の 割合(%) (注)1.・(注)2.
1. 藤田観光株式会社 (注)3.	サービス業	クロスゲート	平成 32 年 9 月 30 日	19,744.39	14.4
合計				55,456.6	40.4

（中略）

(注)3. 本投資法人は本書の日付現在、主要なテナントである本テナントから**契約更改の方法等**を開示することについて同意を得られておらず、やむを得ない事情により開示できない場合として記載しておりません。

（後略）